

花見会計事務所だより No.101

早いもので、2025年も残り1か月となりました。

季節があっという間に冬になり、寒さが身に染まる時期になってきました。

さて、今回は11月20日より施行されたばかりの、「通勤手当の非課税限度額引き上げ」についてご説明いたします。

「非課税交通費」とは

従業員が会社から支給される通勤手当のうち、一定の限度額まで所得税がかからない交通費のことです。自宅から勤務先までの通勤距離に応じて限度額が決まっています。公共交通機関を利用する従業員にも、合理的な経路・方法での運賃等も非課税にて支給することができます。

「改正の概要」

ガソリン価格高騰や物価上昇への対応として2014年以来11年ぶりに下図の通り見直されました。

2025年4月1日以降に支払われる通勤手当が対象となりますので、さかのぼって適用されます。

| 片道距離 | 改正前 | 改正後 |
|---------------|---------|---------|
| 10km以上 15km未満 | 7,100円 | 7,300円 |
| 15km以上 25km未満 | 12,900円 | 13,500円 |
| 25km以上 35km未満 | 18,700円 | 19,700円 |
| 35km以上 45km未満 | 24,400円 | 25,900円 |
| 45km以上 55km未満 | 28,000円 | 32,300円 |
| 55km以上 | 31,600円 | 38,700円 |

※公共交通機関利用者の限度額（合理的な運賃等、上限150,000円）は変更なし。

2025年4月以降に支給された通勤手当は、改正後の限度額にて課税判断がされるため、限度額以上の交通費が支給されている従業員がいる場合は、年末調整で再計算が必要となりますので、注意が必要です。一方で対象の従業員は、所得税が減り手取りが増加することとなります。

今回の改正は、物価高対策の一環で自動車通勤者の負担軽減を目的としています。対象になる従業員を雇用されている、改正に伴い交通費の支給額を検討される経営者様は、ぜひ事務所スタッフにご相談ください。

【原山より一言】

雪がふる季節になりました。

ご体調だけでなく、車の運転や、火の元には十分にお気を付けください。

花見会計事務所

TEL:026-248-7500
MAIL:info@hanami-kaikei.jp
URL:<http://hanami-kaikei.jp>